

高齢の方

元気な活動の支援

●豊齢カード

市の施設の一部が無料または半額で利用できる豊齢カードを交付しています。3月下旬頃に、翌年度65歳となる方へ郵送しています。

●敬老乗車証

市バス、地下鉄、宮城交通バスを利用できる敬老乗車証を、70歳以上の希望される方に交付します。お住まいの区役所・総合支所にお越しください。なお、敬老乗車証は、平成28年10月からICカードに変更になります。

【平成28年9月30日まで】 1枚あたり500円の利用者負担（介護保険料所得段階により250円の場合あり）で、1枚で5,000円まで利用できる敬老乗車証（磁気カード）を交付します。年間の上限額は12万円まで（カードの枚数で24枚まで）です。

【平成28年10月1日以降】 100円の利用者負担額（介護保険料所得段階により50円の場合あり）で、1,000円チャージできる敬老乗車証（ICカード）を1枚交付します。平成29年9月30日までの間に12万円までチャージできます。

●敬老祝金

年度内に88歳、100歳になられる方で仙台市に1年以上お住まいの方に対し、9月にお贈りしています。

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課

●老人クラブ

高齢者20名以上で結成し、社会奉仕やレクリエーション等の自主的な活動を行っています。

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課
市老人クラブ連合会 ☎213-6811

●遊湯（ゆうゆ）う倶楽部

銭湯や温泉施設を会場に、健康チェック、健康体操、入浴や昼食を取り入れたミニデイサービスを行います。日程等は市政だよりでお知らせします。

●シルバー100円入浴デー

市内の銭湯で、65歳以上の方の入浴料金が

100円になる日を設けています。仙台市が交付する入浴券が必要です。

高齢企画課

☎214-8167 FAX 214-8191

●せんだい豊齢学園

おおむね50歳以上の方を対象に、社会参加・貢献に資する学習機会の提供と相互交流を通して豊齢化社会づくりを担う人材を育成しています。

シルバーセンター

☎215-3129 FAX 215-4140

●社の都せんだい「元気はつらつチャレンジカード」

65歳以上の方または豊齢カード（旧豊齢手帳）の交付を受けた方が、市のスポーツ施設を個人利用した回数に応じて、施設使用料が無料になるポイントカードです。

スポーツ振興事業団

☎215-3203 FAX 215-3575

●老壮大学

おおむね60歳以上の方を対象にさまざまな学習テーマ（社会制度・時事問題・歴史・文学等）の講座を開催しています。

各市民センター ➡ 102 ページ

●シルバー人材センター

経験や能力を生かし、臨時的・短期的な仕事をしたい、原則として60歳以上の方の会員組織です。

	所在地	電話番号
本部	青葉区花京院1-3-2 (シルバーセンター6階)	214-6262
北部支部	泉区泉中央2-1-1 (泉区役所5階)	375-1370

●ハローワーク仙台（仙台職業安定所）

求人情報の提供や職業相談、職業紹介を行っています。また、求人情報をファクスで24時間提供しています。

☎299-8811（代表）

FAX 742-1050・0265（求人情報専用）

●こんな活動場所があります

老人福祉センター ➡ 115 ページ

60歳以上の方の健康増進、教養の向上などにご利用いただけます。※団体利用は事前にお申し込みください。

🕒 原則として9:30～16:30

🏠 泉中央は日曜・祝日、亀岡は施設の定期点検日（月1回程度）、そのほかは月曜・祝日の翌日（月曜が祝日の場合は火・水曜）

老人憩の家 60歳以上の方が気軽に集まり、交流、教養向上、娯楽活動などの場として利用できます。

社会福祉センター 福祉活動・研修・交流の場として利用できます。

宮城社会福祉センター

☎ **392-6382** FAX 392-7736

泉社会福祉センター

☎ **372-7848** FAX 372-8969

シルバーセンター 交流ホール、研修室、プールや福祉用具展示室などがあり、中高年対象講座・教室の開催、介護研修、福祉用具の普及、高齢の方やその家族の相談、情報提供を行っています。

🕒 開館時間9:00～21:30（総合相談センター受付時間は10:30～12:00、13:00～16:30）
プールは10:00～20:00（17:00までは60歳以上の方・障害のある方のみ利用、17:00以降は一般開放）

☎ **215-3191** FAX 215-4140

健康増進センター ➡73ページ

健康管理のために

● **各種健診** ➡71ページ

● **特定健康診査・特定保健指導** ➡42ページ

● **在宅寝たきり高齢者のための訪問健診**

お宅に訪問して、基礎健康診査を行います（無料）。

● **インフルエンザ予防接種費用助成**

①65歳以上の方または②60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級相当程度）で、希望する方に接種費用の一部を助成します。

区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課

● **肺炎球菌予防接種**

（定期接種・任意接種）費用助成

次のいずれかに該当する方で、希望する方に接種費用の一部を助成します。ただし、過去に肺炎球菌のワクチンを接種したことがある方は対象外です。

	対象
定期接種	①平成28年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方 ②60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方（身体障害者手帳1級相当程度）
任意接種	定期接種対象者以外で接種日に70歳以上の方

区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課

介護予防事業

市内にお住まいの65歳以上の方のうち、要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断された方は、下記の事業を利用することができます。

介護予防訪問指導 施設などに出かけてサービスを受けることが困難な高齢者の方のご自宅を訪問し、介護予防に関するアドバイスをしながら、自立した生活への支援を行います。

元気応援教室 仙台市が実施を委託したデイサービスセンターやスポーツクラブなどで、参加される方の状態に応じ、ストレッチや運動トレーニング、口の手入れといった生活習慣の指導などを行い、生活機能の向上を目指します。

各区役所障害高齢課・家庭健康課

各総合支所保健福祉課、

各地域包括支援センター ➡115ページ

介護保険

● **介護保険の相談・お問い合わせ**

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課

● **介護保険の対象者**

加入する方 65歳以上の方（第1号被保険者）、40～64歳の公的な医療保険に加入している方（第2号被保険者）。

介護サービスを利用できる方

・65歳以上で、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった方。

・40～64歳で、老化が原因とされる16種類の病気により要介護または要支援状態となった方。



●サービスを利用するには

区役所・総合支所の窓口申請をし、介護の必要度（要支援1～2、要介護1～5の7段階）について認定を受ける必要があります。

●介護保険で利用できる主なサービス

在宅サービス

- ・自宅で利用するサービス：訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーションなど
- ・出かけて利用するサービス：通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・特定の施設から提供されるサービス：特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）
- ・生活しやすくするサービス：福祉用具貸与、特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給

施設サービス

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設（介護職員が手厚く配置された病院・診療所）は、要支援1・2の方は利用できません。※平成27年4月1日から、特別養護老人ホームへの新規の入所は、原則として、要介護3～5の方が対象となっています。要介護1・2の方の入所については居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由がある場合に限られます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えます。

夜間対応型訪問介護（要支援1・2の方は利用できません）、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（生活環境等に応じたサービス拠点への通いや泊まり、または家庭への訪問による介護）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（要支援1の方は利用できません）など

●介護保険サービスの費用

利用者負担の支払い

通常は所得に応じて費用の1割または2割を事業者を支払います。

福祉用具購入費・住宅改修費は、事前に区役所にご相談ください。費用を一旦全額事業者へ支払い、申請によりその一部が支給されます（受領委任払いにより、最初から利用者負担のみで利用できる場合があります）。

高額介護（予防）サービス費

1世帯のひと月（暦月）当たりの利用者負担額が高額になった場合は、一定の上限額を超えた額を支給します。支給対象者となった場合は、お知らせの通知を送ります。

高額医療合算介護（予防）サービス費

同じ医療保険の世帯内で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に利用した医療保険と介護保険の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、申請により超えた額を支給します。

食費・居住費（滞在費）の負担限度額の認定

施設に入所されている方やショートステイを利用の方は利用者負担のほかに食費と居住費（滞在費）の負担がありますが、所得の状況などに応じた減額があります。

ひとり暮らし等の方の支援

●高齢者生活援助サービス

要介護・要支援者ではない75歳以上の方のみで生活しているお宅に週1回ホームヘルパーが訪問し、短時間の家事や外出時の援助を行います（1回300円・400円）。市民税非課税世帯の方を対象とさせていただきます。

●食の自立支援サービス

65歳以上のひとり暮らしの要介護・要支援者等のうち、低栄養状態の改善が必要な方で、食事の用意が困難な方に、1日1食（昼または夕）、週7回までの配食を実施します（1食500円）。ボランティア団体による給食サービスもあります。

●寝具洗濯サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは寝たきりの方のお宅を委託事業者が訪問し、寝具をお預かりして丸洗います（生計中心者の市県民税額に応じた費用負担があります）。

●緊急通報システム機器の貸し出し

65歳以上の日常生活上、注意を要するひとり暮らしの方等に、仙台市が委託する警備会社へつながる緊急通報用機器をお貸しします。

●成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由で、後見等開始の申し立てをする人がいない認知症高齢者等を保護支援するため、市長が家庭裁判所に対して、後見等開始の審判の請求を行います。

また原則として市長が審判開始の請求を行った場合、本人が成年後見人等に対して報酬支



払い能力がない場合に、一定基準により成年後見人等報酬を助成します。

各区役所障害高齢課、地域包括支援センター

●仙台市成年後見総合センター

地域包括支援センターなどと連携して、成年後見制度について、ご相談に応じます。

🕒 月～金曜9:30～16:00

📍 青葉区五橋二丁目12-2 (福祉プラザ7階)

☎ **223-2118** FAX 213-6457

在宅の方の支援

●訪問指導

保健師・看護師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士等がご自宅に伺い健康管理等のアドバイスをします。

各区役所障害高齢課・家庭健康課、各総合支所保健福祉課

●訪問歯科診療

寝たきり等で通院が困難な方のお宅や施設への訪問歯科診療を行います。

在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所 (仙台歯科医師会) ☎ **261-7345**

●介護研修

高齢の方の介護をされている方や介護に関心のある方に、介護の知識や技術、福祉用具の使い方などの研修や相談を行っています。

●福祉用具の展示・相談

📍 シルバーセンター2階福祉用具展示室

健康福祉事業団介護研修室(シルバーセンター内)
☎ **215-3711** FAX 215-3718

●訪問理美容サービス

要介護3～5の方のお宅に理美容師が訪問、カットを行います(1回2,000円)。

●日常生活用具の給付

おおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきりの方等に、電磁調理器、吸引器の給付をします(品目によって対象者が異なり、費用負担があります)。

●介護用品の支給

在宅の要介護4または5の方で市民税非課税世帯の方に、使い捨ておむつ等の介護用品をお届けします(費用負担があります)。

●家族介護慰労金

要介護4または5に相当する高齢の方を在宅で介護している方(市民税非課税世帯)で、申請の日から1年間介護保険のサービスを利用しない(1週間以内のショートステイを除く)場合、年額10万円の慰労金を支給します。

※支給は申請の日から1年を経過した後になります。

●生活管理指導短期宿泊事業

おおむね65歳以上の方が養護老人ホームで短期間(原則として7日以内)宿泊して、生活のリズムを整え体調の調整を図るお手伝いをします。

各区役所障害高齢課、地域包括支援センター

●認知症初期対応サポートチーム

認知症を患ってもご本人の意思が尊重されながら、住み慣れた地域での生活が送れるように、専門職によるチームが相談に応じています。介護をされているご家族からのご相談もお受けしています。

問合せ先 各地域包括支援センター
各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課

●認知症高齢者家族支援

認知症高齢者を介護する家族が介護の悩みや問題解決の方策について話し合いを行います。

各区役所障害高齢課

●認知症に関する電話相談

物忘れや認知症の介護に関することなど、ご本人やご家族からの相談に電話で応じます。

公益社団法人 認知症の人と家族の会・宮城県支部 ☎ **263-5091**

●認知症疾患医療センター

認知症の方の医療相談・診断・治療・処遇方針の選定を行い、地域の保健医療・福祉関係機関との連絡調整を行います。

●仙台西多賀病院

📍 太白区鉤取本町2丁目11-11

🕒 月～金曜(祝日除く)13:30～16:30

☎ **245-1810**

●いずみの杜診療所

📍 泉区松森字下町8-1

🕒 月～金曜(祝日除く)9:00～16:30

☎ **341-5850**



高齢の方

●緊急ショートステイ

要支援以上の認定を受けている方が、介護者の急病や事故等により緊急ショートステイが必要になったときのために、ベッドを確保しています(1回の利用は14日以内)。

高齢企画課 ☎**214-8168** FAX 214-8191
各区役所障害高齢課

高齢の方のための住まい

●高齢者住宅改造費助成

65歳以上の方のみからなる所得税非課税世帯で要支援以上認定の方の住宅改造費を一定の範囲内で助成します。着工前にご相談ください。

各区役所障害高齢課、地域包括支援センター

●シルバーハウジング(市営住宅)

住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と、在宅生活を支援する生活援助員を配置しています。

仙台市建設公社総合案内センター
☎**222-4881** FAX 797-9321

●サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造で、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスなどを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅です。

HP <http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>
(サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムホームページ)

●高齢者向け優良賃貸住宅 ➡53ページ

相談窓口・情報提供

●高齢者総合相談

認知症を含めた介護に関すること、ひとり暮らし高齢者の日常生活の支援に関することなど、高齢者や家族の方からのさまざまな相談に応じます。

各区役所障害高齢課

●地域包括支援センター

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から支援を行う、地域の高齢者支援の窓口です。緊急時の電話相談は24時間受け付けます。

各地域包括支援センター ➡ 115 ページ

●宮城県高齢者総合相談センター

所 青葉区本町三丁目7-4(宮城県社会福祉会館2階)

☎**223-1165**(いい老後)

●シルバーセンター総合相談センター

🕒 10:30~12:00、13:00~16:30

☎**215-4135**

●仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力に不安のある方の福祉サービス利用や日常的な金銭管理等についてご相談に応じます。

🕒 月~金曜9:30~16:00

所 青葉区五橋二丁目12-2(福祉プラザ7階)

☎**217-1610** FAX 213-6457

老人ホームなど

●養護老人ホーム ➡115ページ

家族や住居および経済的な状況により自宅で生活することが困難な方のための施設です。

●軽費老人ホーム ➡116ページ

原則として60歳以上の方で、身体機能の低下や高齢のため独立して生活することが不安な方のための施設です。

食事付きのA型、ケアハウスがあります。

●特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

常時の介護を必要とする方へ、食事・入浴・介護・機能訓練などの日常生活上のお世話をする施設です。

●認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

認知症のため介護を必要とする方々が少人数で共同生活をする住居で、入浴や食事、日常生活の世話などを行います。

●介護老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要はないが、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者等に対して、機能訓練や必要な医療ならびに日常生活上の介護を提供し、家庭への復帰を支援する施設です。

各区役所障害高齢課

障害のある方

手帳の交付、相談窓口

●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

これらの手帳を持つことによりさまざまな福祉サービスが受けやすくなります。

身体に障害のある方は身体障害者手帳、知的障害のある方は療育手帳、精神に障害のある方は精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の交付が受けられます。

●保健福祉センターでの相談

障害がある方の療育、生活などあらゆる相談に応じます。

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課

●障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）

身体に障害のある方や、高次脳機能障害や難病などの方に専門的な支援を行い、どのような障害があっても、ご本人の望む場所でその人らしく生活できる地域づくりを推進します。

所 泉区泉中央二丁目24-1

HP <http://www.city.sendai.jp/d01/wellport.html>

☎771-6511 FAX 371-7313

●北部発達相談支援センター（北部アーチル）

●南部発達相談支援センター（南部アーチル）

自閉症などの広汎性発達障害、知的障害、脳性麻痺など、あらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。

※相談は予約制です。あらかじめお住まいの区を担当するアーチルへ電話でお申し込みください。

所 泉区泉中央二丁目24-1（北部アーチル）

所 太白区長町南三丁目1-30（南部アーチル）

HP <http://www.city.sendai.jp/kenkou/hattatsu/gaiyou/>

北部発達相談支援センター（北部アーチル）

※青葉区、宮城野区、泉区にお住まいの方

☎375-0110 FAX 375-0142

南部発達相談支援センター（南部アーチル）

※若林区、太白区にお住まいの方

☎247-3801 FAX 247-3819

●精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）

➡72ページ

●仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）

➡84ページ

●障害者就労支援センター

障害のある方の就労について、総合相談とサポートを行っています。

所 泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所東庁舎5階

HP <http://www.sendai-wsc.jp/>

☎772-5517 FAX 772-5519

●障害者相談支援事業所

地域で生活している方の生活相談や支援を行っています。

所在地	事業所名	電話番号 FAX番号
青葉区	ふらっと青葉	265-5320 265-5320
	ほっとすペース	225-6551 212-2520
	とびら（ぴぼっと支倉内）	261-3664 261-3661
宮城野区	ハンズ宮城野	295-7440 295-7440
	つるがや地域生活支援センター	388-4388 388-4377
	宮城野雲母俱樂部+らいふ	254-6757 254-6757
	「ホープ」	293-1051 295-7194
若林区	ぴあら若林	282-5188 282-5188
	てれんこ	716-8152 716-8118
	くれよん（ピボット若林内）	282-4671 282-4672
太白区	ハンズ太白	308-8834 308-8834
	向日葵ライフサポートセンター	741-2880 741-3735
	サポートはぎ	302-7460 746-6882
泉区	ふらっと泉	771-2728 771-2728
	ソキウス	718-0768 718-0769
	ピース・スマイル	378-3630 342-5662

●障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

障害のある方への虐待を見かけたとき、また、暴力やいじめを受けたと感じたときはご連絡ください。障害を理由とした差別に関する相談も受け付けています。

☎214-8551 FAX 214-8552



●専門的な相談窓口

中途視覚障害者の方への相談支援

センター名	電話番号 FAX番号
仙台市中途視覚障害者支援センター	212-1131 212-1136

発達障害の方への相談支援

センター名	電話番号 FAX番号
仙台市自閉症児者相談センター	294-0452 285-2430
仙台市第二自閉症児者相談センター	343-7485 343-7486

難病の方への相談支援

センター名	電話番号 FAX番号
仙台市難病サポートセンター	796-9131 211-1781

●ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にあるご本人やそのご家族等の相談や支援を行っています。

所 若林区遠見塚1-18-48

☎285-3581 **FAX** 285-7505

自立支援給付等

●介護給付・訓練等給付等

利用対象者 身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)および難病等対象者の方。

サービスを利用するには 区役所の窓口申請をし、利用できるサービスについて支給決定を受ける必要があります。利用者の希望や生活環境などが配慮されます。

利用者負担 所得に応じた自己負担上限額の負担となります(ただし、サービスにかかる費用の1割が上限に満たない場合は、1割の負担になります)。低所得の方(生活保護世帯、市民税非課税世帯)の利用者負担は無料です。

利用できるサービス ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム、施設入所、放課後等デイサービス、その他日中活動サービス(生活介護、自立訓練、就労継続支援など)。

各区役所障害高齢課

●自立支援医療

所得や疾病・障害等に応じた自己負担上限額の負担となります(ただし、医療費の1割相当額が上限額に満たない場合は1割相当額の負担となります)。

精神通院医療 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象。指定医療機関で治療上必要な医療を受けるとき支給されます。

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課

更生医療 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るための医療を受けるとき支給されます。

各区役所障害高齢課

育成医療 身体に障害のある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るための医療を受けるとき支給されます。

各区役所家庭健康課

●補装具費の支給

義肢、装具、車椅子、義眼、補聴器などの補装具を購入または修理するときに支給されます。

各区役所障害高齢課

各種手当と医療費助成など

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害のため常時特別な介護が必要な在宅の方に支給します。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度障害のため常時介護を必要とする在宅の方に支給します。

各区役所障害高齢課

●特別児童扶養手当

心身に重・中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給します(所得制限あり)。

各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

●生活福祉資金の貸付

お住まいの区の社会福祉協議会事務所 ➡ 51 ページ

●医療費給付・助成の相談

各区役所障害高齢課・家庭健康課



●特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給できない障害者の方に支給します。

●心身障害者医療費助成

通院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成します（所得制限あり）。

各区役所・宮城総合支所保険年金課、
秋保総合支所保健福祉課

●心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が生存中に掛金を納めることによって、その保護者に万一のことがあったとき、残された障害のある方に終身年金を支給します。

各区役所障害高齢課

●仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日 夜間歯科診療所

一般歯科医での治療が困難な障害のある方のために歯の保健指導と治療を行っています。寝たきりで通院が困難な方のために訪問治療を行います（予約制）。

障害者・在宅歯科診療	月～金曜	9:00～11:30、 13:00～16:15
	土曜	9:00～11:30
休日・夜間救急	日曜、祝日、お盆、年末年始	10:00～12:00、 13:00～16:00
	土・日曜、祝日	19:00～23:00

所 青葉区五橋二丁目12-2（福祉プラザ12階）

HP <http://www.s-da.or.jp/>

☎261-7345 FAX 216-5133

在宅サービス

●生活用具などの給付・貸し出し

日常生活用具の給付 障害児（者）の方や難病等対象者の方に、移動・移乗支援用具や入浴支援用具、特殊寝台などを給付します。

車椅子の短期貸し出し 一時的に車椅子が必要な方に、原則1カ月まで貸し出します。

点字図書の給付 視覚障害児（者）の方に点字図書を給付します。

各区役所障害高齢課

図書等の郵送貸し出し ➡96ページ

●施設利用

障害児（者）の家族支援（レスパイト） 介護者の休養などの場合、障害児（者）、難病患者等の一時介護、宿泊介護を行います（登録制）。

障害者支援課

☎214-8164 FAX 223-3573

●生活

重度身体障害者訪問入浴サービス
重度身体障害者寝具洗濯サービス
重度身体障害者緊急通報装置の貸与

各区役所障害高齢課

郵便等による不在者投票 身体に重度の障害がある方は、郵便等により投票ができます。

各区選挙管理委員会（各区役所内）

社会参加

●交通

自動車運転免許取得費用の助成
身体障害者自動車改造費用の助成

各区役所障害高齢課

交通費助成 各種障害者手帳をお持ちで、障害の程度・等級の要件に該当する方は、(1)～(3)いずれかの制度が利用できます。※敬老乗車証との併用はできません。また、所得による制限があります。

(1)ふれあい乗車証（バス・地下鉄無料乗車証）
(2)タクシー利用料助成 (3) 自家用車燃料費助成

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課

交通運賃等の割引

種類	問い合わせ先
バス・地下鉄 運賃割引	仙台市交通局 ☎224-5111
	宮城交通 ☎771-5310
タクシー運賃割引	宮城県タクシー協会仙台地区 総支部 ☎256-0356
JR旅客運賃割引	JR東日本テレフォンセンター ☎050-2016-1600
航空運賃割引	各航空会社
有料道路の 通行料金割引	NEXCO東日本お客さまセンター ☎0570-024-024



市営駐輪場利用料の減免 各種障害者手帳をお持ちの方は、市営駐輪場の定期利用料が半額となります。一時利用、回数券は対象外です。また、手帳の種類により制限がありますので利用する各駐輪場または道路管理課までお問い合わせください。

道路管理課

☎214-8371 FAX 227-2614

市営駐車場等駐車料金の減免 各種障害者手帳をお持ちの方が運転または同乗する場合、二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場、泉中央駅前駐車場が1時間分無料で利用できます。また、市体育館、青葉体育館、市武道館、新田東総合運動場を利用の際に駐車場が無料になります。

二日町駐車場・勾当台公園地下駐車場・泉中央駅前駐車場 → 116 ページ

障害者のための駐車禁止除外指定車標章 自家用車を使用している身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者および紫外線要保護者（色素性乾皮症患者）の方で付近に駐車する場所がないなどの場合に限り、駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止区域内での駐車を認めています。

各警察署交通課

リフト付自動車による送迎 公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車いすを乗せられるリフト付自動車による送迎を行います。

障害企画課

☎214-6135 FAX 223-3573

●通訳・ガイド

ガイドヘルパーの派遣 全身性障害のある方が外出の際、介添人を派遣します。

仙台市障害者福祉協会

☎266-0294 FAX 266-0292

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣 聴覚障害のある方などに対し、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します。

仙台市障害者福祉協会

☎266-0294 FAX 266-0292

盲ろう者通訳・介助員の派遣 視覚と聴覚の両方に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行います。

※派遣の利用には、事前の登録が必要となります。

宮城県障害者社会参加推進センター

☎291-1587 FAX 291-1588

手話通訳相談員の配置 市役所、各区役所に手話通訳相談員を配置しています。

障害企画課 ☎214-8163 FAX 223-3573

各区役所障害高齢課

●情報

せんだいふれあいガイド 障害のある方に関わる情報を分かりやすく紹介した冊子です。

精神保健福祉ハンドブック 精神に障害がある方やそのご家族の方にかかわる情報を紹介した冊子です。

精神保健福祉ガイド はあとページ 心の健康に悩みがある方や精神に障害がある方、そのご家族の方などが、困ったとき、施設やサービスをを知りたいとき、仲間と出たいとき、何かを始めたいときなどに役立つ情報を提供します。

HP <http://www.city.sendai.jp/kenkou/shougai/heartpage2016/>

各区役所障害高齢課、各総合支所保健福祉課、障害者支援課

視覚障害のある方への生活情報提供 視覚障害のある方が必要とする各種の情報資料を点字および朗読テープ等で提供しています。

仙台市障害者福祉協会

☎266-0294 FAX 266-0292

字幕入りビデオ・録音図書の貸し出し テレビ番組などに字幕、手話を入れたビデオテープや、図書を朗読したデイジー図書などを貸し出します。

せんだいメディアテーク

☎713-4484 FAX 713-4485

市政だより（点字版・録音版） → 33ページ

図書の対面朗読サービス ボランティアの方の協力を得て、朗読サービスを行います（予約制）。

宮城野・若林・太白・泉図書館 → 96 ページ

せんだいメディアテーク → 90 ページ

宮城県視覚障害者情報センター 点字図書や録音図書があります。点字指導や対面音訳、相談業務等種々のサービスを行っています。

☎ 青葉区上杉六丁目5-1

☎ **234-4047** FAX 219-1642

宮城県聴覚障害者情報センター「みみサボみやぎ」聴覚障害者やその家族が地域で安心して暮らすため、情報発信、相談支援、手話通訳者・要約筆記者の養成・研修などのさまざまな支援を行っています。

☎ 青葉区本町三丁目1-6(宮城県本町第3分庁舎1階)

☎ **393-5501** FAX 393-5502

みやぎ障害者ITサポートセンター 障害のある方のIT活用を支援するため、パソコン等ITに関する各種相談、IT講習会の企画開催及び就労に向けたスキルアップ研修等を行っています。

☎ <http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX/>

☎ **374-3111** FAX 377-9300

●障害者福祉センター

障害者のための各種相談、事業を行うとともに、ボランティアの養成等を行います。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
宮城県障害者福祉センター	宮城野区幸町4-6-2	291-1585 297-0721
宮城野障害者福祉センター	宮城野区大槻16-2	292-8474 292-8476
若林障害者福祉センター	若林区遠見塚東8-1	294-0450 285-2430
太白障害者福祉センター	太白区長町南1-6-10	308-8801 308-8803
泉障害者福祉センター	泉区七北田字道48-12	372-7848 372-8969

障害のある方のための住まい

●身体障害者向け市営住宅

車椅子住宅と軽度身体障害者世帯向住宅があり、条件により単身でも申し込みができます。

仙台市建設公社総合案内センター

☎ **222-4881** FAX 797-9321

生涯学習・市民活動・文化振興

楽しく生涯学習

●市民センター事業

市民を対象とした分かりやすい講座による学習機会の提供、小・中学校との連携による講座や老壮大学の開催、生涯学習ボランティアの育成などを行っています。また、サークル活動や民間も含めた各種講座、団体、講師、指導者などに関する情報を提供します。

各市民センター ➡ 102 ページ

●エル・ソーラ仙台 市民交流・図書資料スペース

男女共同参画をさまざまな角度から捉えた図書、行政資料、AV資料などの貸し出し、閲覧ができます。

🕒 9:00～21:30 休 月2回 保守点検日

☎ 青葉区中央一丁目3-1(アエル28階)

エル・ソーラ仙台管理事業課

☎ **268-8041** FAX 268-8045

●男女共同参画推進事業

男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな講座やイベントを行っています。

☎ <http://www.sendai-l.jp/>

エル・パーク仙台管理事業課

☎ **268-8300** FAX 268-8304

エル・ソーラ仙台管理事業課

☎ **268-8044** FAX 268-8045

●自主グループ活動についての情報提供

エル・パーク仙台市民活動スペース

☎ **268-8301** FAX 268-8316

●社会学級

市立小学校および特別支援学校に開設(震災等により一部の小学校を除く)している学区内の成人を対象とした学級です。各学級生が、身近なテーマを題材に学習内容を企画・運営し、楽しく学んでいます。

生涯学習課 ☎ **214-8887** FAX 268-4822

各小学校、特別支援学校

